

規則案	法 47 条の 5
(趣旨) 第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	① 規則設置は⑩
(協議会の目的) 第2条 協議会は、東栄町立学校設置条例(昭和39年東栄町条例第7号)第2条の学校(以下「学校」という。)の運営(第11条第2項の規定により行われる運営をいう。以下同じ。)及び当該運営(以下「運営等」という。)への必要な支援に関して協議する機関として、東栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校の校長の権限及び責任の下、地域住民、各種団体及び保護者(以下「地域住民等」という。)の学校運営等への理解、協力、参画を促進することにより、学校と地域住民等との相互の信頼関係を深め、協力し合って子どもの学びや成長を支えることを目的とする。	
(設置) 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、別表に掲げる学校に協議会を置く。ただし、2以上の学校の運営等に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、新たに協議会を置こうとするときは、当該設置に関する学校の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。 3 教育委員会は、新たに協議会を置くときは、当該協議会が学校運営等への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。	
(委員) 第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号の規定による非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) 保護者の代表 (2) 地域の代表 (3) 社会教育活動に関わりのある者 (4) 地域づくり活動に関わりのある者 (5) 東栄町立とうえい保育園長 (6) 対象学校の校長 (7) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営等に資する活動を行う者 (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者	47条の5②- 2 〃 - 1 〃 - 1or4 〃 - 1or4 〃 - 4 〃 - 4 〃 - 3

2 教育委員会は、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、対象学校の校長から意見を聴取するものとする。	ノ - 4
3 委員の定数は、一の協議会につき 12 人以内とする。	47 条の 5③
4 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。	
(任期)	
第 5 条 委員の任期は委嘱又は任命の日から 2 年とする。ただし、再任は妨げない。	
2 前条第 4 項の規定による新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(任期の特例)	
第 6 条 前条の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日以降令和 7 年 3 月 31 日までに委嘱又は任命された者に限っては、任期を令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。	
(会長及び副会長)	
第 7 条 協議会に、会長及び副会長を置く。	
2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。	
3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。	
4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	
(会議)	
第 8 条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会長が議長となる。	
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。	
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
4 委員のうち、第 4 条第 1 項第 6 号に規定する委員は、第 12 条の基本的方針の承認及び第 13 条の学校運営等への意見の申し出に関する協議に参加することができない。ただし、議長が必要があると認めるときは、当該委員に説明を求めることができる。	
5 議長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。	
6 議長は、会議録をし、調製保管するものとする。	
(守秘義務等)	
第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。	
(1) 協議会及び対象学校の運営等に支障を生じさせる行為	
(2) 委員としての地位を営利行為及び政治活動、宗教活動などに利用する行為	

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為 (報酬及び費用弁償)	
第10条 委員の報酬及び費用弁償については、東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第4号）に定めるところによる。	
(委員の解任) 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。 (1) 委員から辞職の申出があったとき。 (2) 第9条の規定に違反したとき。 (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。 2 会長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。	(9)
(基本的な方針の承認) 第12条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) 教育目標及び学校経営方針 (2) 教育課程の編成 (3) 組織の編制 (4) 学校行事の計画 (5) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づいて当該学校の運営等を行うものとする。	(1)
(運営等に関する意見の申出) 第13条 協議会は、対象学校の運営等について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。 2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、前条第1項の規定により承認された基本的な方針の実現に資する事項及び対象学校の教育上の課題を踏まえた事項とする。	
(CS理念の実現に向けた協議) 第14条 協議会は、対象学校の運営等について、地域住民等の理解、協力、参画が促進されるよう努めるものとする。 2 協議会は、毎年度、対象学校の運営等について評価及び検証を行うものとする。 3 協議会は、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 4 協議会は、教育委員会に対して、協議会の活動状況の報告を行うものとする。 5 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。	⑤前段 ⑤後段

(協議会の適正な活動を確保するために必要な措置)

第 15 条 教育委員会は、協議会の活動状況について的確な把握を行い、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の活動が適正を欠くことにより、対象学校の運営等に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該協議会の適正な活動を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(庶務)

第 17 条 協議会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

学校の名称	学校の位置
東栄町立東栄小学校	東栄町大字本郷字桜平 1 番地
東栄町立東栄中学校	東栄町大字本郷字宮平 1 番地 1

地域学校協働本部設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東栄町地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協働本部は、学校と地域住民、各種団体及び保護者（以下「地域住民等」という。）との相互の信頼関係を深め、協力し合って子どもの学びや成長を支えるため、学校及び地域の特色又は実情を踏まえた地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を継続的かつ安定的に推進することを目的とする。

（地域学校協働本部）

第3条 協働本部は、別表に掲げる学校に設置する。ただし、協働活動の実施に関し密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について1の協働本部を置くことができる。

- 2 協働本部は、地域学校協働活動推進員、協力推進員、学校関係者及びその他教育委員会が認める者をもって構成する。
- 3 協働本部は、必要に応じて部会を設置し、部会員を協働本部の構成員とすることができる。
- 4 協働本部は、学校運営協議会における協議に基づき、学校と情報共有のうえ、以下の事項を実施する。
 - (1) 協働活動に関する計画を策定する。
 - (2) 協働活動推進のための体制を整備する。
 - (3) 協働活動への地域住民等の参画を促進する。
 - (4) 協働活動の評価を行い、教育委員会へ報告する。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認めること。

（地域学校協働活動推進員）

第4条 地域学校協働活動推進員（以下「地域活動推進員」という。）は、東栄町地域学校協働活動推進員設置要綱（令和6年4月1日施行）（以下「設置要綱」という。）第3条の規定により設置したものという。

（協力推進員）

第5条 協働本部は、協力推進員を置くことができる。

- 2 協力推進員は、設置要綱第6条に規定する地域活動推進員の活動を補佐する。

3

協力推進員は、前項の規定のほか、設置要綱第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定を準用する。

（守秘義務）

第6条 第3条第2項に規定する協働本部の構成員及び部会員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また同様とする。

（研修）

第7条 教育委員会は、協働本部の構成員に対して、協働活動の現状や推進の方策、その他資質向上を図るために研修を実施する。

(経費)

第8条 協働本部の事業の実施に要する経費は、予算の範囲以内で別に定める。

(庶務)

第9条 協働本部の庶務は、教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱の定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学校の名称	学校の位置
東栄町立東栄小学校	東栄町大字本郷字桜平1番地
東栄町立東栄中学校	東栄町大字本郷字宮平1番地1

地域活動推進員設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき東栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「地域活動推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 地域活動推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民、各種団体及び保護者（以下「地域住民等」という。）と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（設置）

第3条 教育委員会は、教育委員会が設置する地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）に地域活動推進員を置くことができる。

（資格及び委嘱）

第4条 地域活動推進員は、次に掲げる要件のすべてに該当する者のうちから当該協働本部を設置する学校の校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者

（守秘義務）

第5条 地域活動推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。地域活動推進員の委嘱期間終了後においても、同様とする。

（任期及び解職）

第6条 地域活動推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。
ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、地域活動推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、解職に相当する事由が認められるとき。

（活動内容）

第7条 地域活動推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域学校協働活動の推進に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他地域活動推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

（庶務）

第8条 地域活動推進員に関する庶務は、教育課において処理する。

（経費）

第9条 地域活動推進員の活動に要する経費については、別に定める。